

22 健介指第 38 号  
平成 22 年 5 月 14 日

各特別養護老人ホーム施設長 様

名古屋市健康福祉局長

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて

みだしの件につきまして、別添のとおり愛知県高齢福祉部長から通知がありました。

これは、特別養護老人ホームにおける医療的ケアのうち、口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）について、医師・看護職員との連携の下で介護職員が行うことを、一定の条件下において許容するものです。運用にあたっては、別添の厚生労働省医政局長通知の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

（名古屋市健康福祉局高齢福祉部）  
介護指導課 TEL052-972-2592